

別表三（三）の記載の仕方

この明細書は、平成10年改正措置法附則第20条第2項（法人の短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）、平成10年改正措置法令附則第17条第2項（法人の短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）、平成10年改正前の措置法第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）、平成8年改正前の措置法第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は平成8年改正措置法附則第15条第2項後段（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）

の規定により法人税が課される土地等の譲渡利益金額及び税額を計算する場合に記載します。

連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

なお、平成10年1月1日から令和2年3月31日までの間にされた短期所有に係る土地の譲渡等については、措置法第63条又は第68条の69の規定を適用しないこととされています。